

(案)

平成30年度オーシャンビュー大洗エレベータ保守管理業務委託契約書

地方職員共済組合茨城県支部（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、昇降機保守管理業務に関し次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、甲が次の建物に設置したエレベータ及びダムウェーターについて、定期的に機械装置の点検を行い、常に良好な状態を確保し、施設利用者の安全を守ることが目的とする業務を委託し、乙はこれを受託し誠実に実行するものとする。

（履行場所）

第2条 本委託業務の履行場所は次のとおりとする。

名称 地方職員共済組合大洗保養所「オーシャンビュー大洗」
所在地 東茨城郡大洗町東光台8234-1

（業務の内容）

第3条 業務の範囲及び業務処理の基準は、別紙仕様書による。仕様書に定めるもののほかは、そのつど協議するものとする。

（契約期間）

第4条 本契約の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（契約金額）

第5条 甲が乙に支払う契約金額は次のとおりとする。

金 円（うち消費税額 円）

（支払方法）

第6条 乙は、各月の作業終了後速やかに委託業務履行届に作業点検チェック表を添付して、契約金額の12分の1に相当する金額（円未満の端数が生じた場合は、これを切捨て3月分に合算するものとする。）を甲に請求するものとする。

2 甲は、委託業務の結果を確認後、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめてはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(措置命令)

第8条 甲は、乙の行った業務が仕様書に適合していないと認めたときは、乙に対し必要な措置を命ずることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(器具資材等の負担)

第9条 本業務処理に使用する器具、資材等はすべて乙の負担とする。ただし、消耗品の中で、甲乙協議のうえ決定するものについては仕様書に定めるものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本業務遂行にあたって知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(損害賠償の責任)

第11条 本業務履行中、乙は、乙の責及び乙の従業員の責に帰すべき事由により甲若しくは第三者に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(社会紛争及び天災)

第12条 騒擾、交通機関の労働争議等の社会紛争、若しくは地震、大雪、洪水、火災等の事由により、乙の業務履行が不可能又は困難となった場合、乙は甲がこうむる損害についてはその責を負わないものとする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙がやむを得ない事由により契約期間中に本契約を解除しようとする場合は、3ヶ月前に書面をもってその旨を相手方に通知し甲乙協議するものとする。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は変更することができる。

(1) この契約に違反した場合。

(2) その役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

3 乙は前条に該当した場合、損害賠償その他何等異議を申し出ることができない。

4 甲又は乙に解除に相当する契約違反があり業務の履行に重大な支障が生じる場合は、前項の規定にかかわらず、直ちに通知し契約を解除することができる。

(協議事項)

第14条 本契約に定めない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

水戸市笠原町978番6

甲 地方職員共済組合茨城県支部
支部長 大井川 和彦

乙